

## 第15章 その他の

### 第1節 費用負担（法第23条、第41条、第42条）

水防管理団体は、その管轄区域内の水防に要する費用は当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求める水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求める水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村が協議して定める。

また、区域外の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは知事にあっせんを申請することができる。

### 第2節 水防訓練（法第32条の2、第32条の3）

#### 1 指定水防管理団体の水防訓練

##### (1) 水防訓練実施要領

水防作業は夜間悪天候の場合に行うことが多いので、実施に当って円滑な作業が出来るよう次の要領で十分な訓練を行うとともに、一般住民に対しても水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測
- (2) 通報
- (3) 動員
- (4) 輸送
- (5) 工法
- (6) 樋門、角落し等の操作
- (7) 避難、立退き

2 指定水防管理団体は必ず年1回以上、水防団及び消防機関の水防訓練を実施しなければならない。

3 指定されていない水防管理団体にあっても、指定水防管理団体に準じて実施するよう努めなければならない。

4 水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波避難訓練が行われるときは、これに参加する。

(参考)

# 水防活動状況の確認方法 フローラー



